

やうなときはモー寢して置いても轉げ出します、五六ヶ月となれば打伏になる、實に哺乳兒の育つのは面白い程早いもので、打伏せになれば此時は首を擧げて手足を突張り爾うして多くは後方へ向つて這ひ出すものです (ついで)

### 幼稚園の保育と家庭に

#### 於ける保育

和田 實

幼児保育に熟練なる保姆は、屢所々の幼稚園に於て見ないではないが、是等の人々が、皆悉く、家庭に於ても、亦幼稚園に於ける如く、熟練なる手腕を幼稚に對して顯はす否やは、疑問である、幼稚園では、熟練な保姆であつても、家庭に歸ると、年葉も行かぬ子守にも及ばぬ位な保姆が、隨

分わる様です、中には人の子は幼稚園で保育することは出来るが、自分の子を家庭で保育する術は、一向夢中である方も、可なりある様である、昔に積木や、ひもや打抜紙等の嚴然たる恩物が、必要ならばかりでなく、机腰掛の設備や、オルガンの備へが無くしては、保育が出来ぬと云ふ厄介な保姆が少くない様である、従つて多くの世人と云ふものは、幼稚園と云ふものが、普通の幼児保育場即ち人々の家庭に於て、當然行はれなければならぬ所の幼児保育を行つて居るものであると云ふことを知らないのです、勿論幼稚園には、机も腰掛も必要であり、諸種の恩物もなければなりません、然れど是等の設備が充分に完備しないからとて、二人や三人の幼児を相手に家庭で數時間の保育が出来ぬ様な事では、保育者としての價値は何處にありま

せう、家庭と云ふ以上は、どんな所にも紙筆鉛筆等の文房具や鉄針小刀の類は申に及ばず木屑竹屑の多少はあるものです、是等を應用すれば立派な保育材料は幾等も得られます、オルガンがないからとして、天然の良樂器たる喉があれば、唱歌の練習には事缺かず、羽子板に紐に毬位あれば、遊戲の數々遊び盡くせぬ位あるでしやうし、おばさん事、お醫者さん事に、禮の遊びも時計の遊びも出ませう、

要するに、保姆其人の氣轉次第で、保育の材料は、何處の家庭内にも、充満して居ると云ふことが出来るますのに、之を充分に應用する人がなくて、徒に世人をして幼稚園と云ふものは、特殊の教育所であつて、特殊な仕事を幼兒にさせて居るものであるかの様に、思はせて居つたのは、如何にも遺

憾な事でありませう、先頃伊澤修二さんが我國の幼稚園を評して、「フレイベル式其儘であつて、日本の家庭に不適當であるからいけぬ」と云はれたのも、畢竟此邊の研究應用が足りないからであらうと思ひます、殊にフレイベルの恩物は、何も是が確固不動のもの、決して變改す可らずと云ふものではないので、我々さへも之に改良を施し不適當なるを省き、有益なるは加へて、實行して居るので、決してフレイベル式其儘ではないのです、併し世人の多くが此邊の消息を知らず、幼稚園を特殊の教育場と思ひ誤つて居るのは、詮ずる所、幼稚園の主義、方法を解する母親が少く、保育の精神を家庭に實現する保姆の少さに因るに違ひありません、戦後の日本が既に世界の日本と成りました以上は教育は凡べての方面に發達しなければなら

りませんが、殊に進歩の著はれぬ此幼稚教育即ち保育事業に向つて大なる發展を遂ぐる必要があり

ますから、世の保母たる方々は、出てゝは幼稚園の設備充分な所で、諸種の恩物を以て幼児を保育するの旁、家庭に歸つては、不完全な恩物を用ゐる間に合はせの材料を以ても、如何に幼児を保育し得るかの御研究あらんことを望みます、そして機會さへあらば、其を實行して世の母親に示して保育の精神の何處にも行はれ得ることを示さるゝ様願ひます、

警視總監の第三に曰く

「四才未満の小兒を道路に獨歩せしめざる様父兄に於て十分監督加へらるゝこと」と

婦人と親族法(續き)

太田 英 隆

第二款 財産關係に及ぼす效力

夫婦は婚姻を爲すに當り任意に其財産關係に付き契約を爲すことが出來ますが、夫婦の關係は専ら情誼に依りて成立するものでありますから、其婚姻を爲に當り一々其財産關係を契約することは困難であります、そうして、その契約をした場合にも其契約に付き一般の契約に關する規定の外別に法律上の制限を設くるの必要がありません。之れ法定の夫婦財産制のある所以であります。

第一項 契約に因る財産關係

婚姻する男女は契約して其財産に關し、相互に有する權利の範圍を定むることが出來ます。そうであります、未來の夫婦は法律の上からして契